

答申第 344 号

平成 20 年 3 月 24 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書一部公開処分に関する第三者からの不服申立て  
について（答申）

平成 19 年 10 月 29 日付けで諮問された特定の墓地計画に係る協議書類一部公開の件（その 2）（諮問第 394 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の墓地等経営計画協議書の添付書類のうち、周囲 110 メートル範囲内の地権者一覧及び墓地を経営しようとする理由を記載した書類の一部を公開するとしたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が提出した、特定の墓地（以下「本件墓地」という。）の経営計画（以下「本件計画」という。）に係る墓地等経営計画協議書の添付書類（以下「本件行政文書」という。）を、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 19 年 9 月 19 日付けで一部公開するとした処分（以下「本件処分」という。）のうち、本件墓地の周囲 110 メートル範囲内の地権者一覧（以下「本件一覧」という。）及び本件墓地を経営しようとする理由を記載した書類（以下「本件理由書」という。）を非公開とすることを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

#### ア 本件一覧について

本件一覧に記載されている情報は、特定の個人が識別され、又は公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であって、公開されることを前提として提供した情報ではない。

したがって、本件一覧を公開することにより、不服申立人が訴追されるおそれがあり、本件墓地の経営の許可に係る事前審査を受ける権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

#### イ 本件理由書について

本件理由書に記載されている事項は、神奈川県墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「墓地条例」という。）に基づき開催する説明会における説明事項に該当しない。また、本件理由書には檀家数、墓地数等の状況だけでなく、不服申立人の経済的事実及び資金的な方針並びに檀信徒家族及び縁故者の個人的事情が明記されている。

したがって、本件理由書を公開することにより、本件墓地の経営の許

可に係る事前審査を受ける権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

### 3 実施機関（保健福祉事務所）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件一覧及び本件理由書の一部を公開するとした理由は、次のとおりである。

#### (1) 墓地等の経営許可に係る手続について

墓地等の経営の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、墓地条例第4条の規定により、あらかじめ墓地等経営計画協議書（以下「協議書」という。）を知事に提出し、協議を行うこととされている。また、申請者は、墓地条例第5条第1号の規定により、墓地等経営計画の概要を記載した標識を設置することとされている。さらに、同条第2号の規定により、墓地等の近隣の土地又は建物の所有者、住民、学校の管理者等（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等経営計画の概要について説明会を開催することとされている。

本件行政文書は、墓地条例第4条の規定に基づき不服申立人が提出した、本件計画に係る協議書の添付書類である。

#### (2) 本件一覧について

申請者は、墓地条例第4条第3項第3号の規定により、墓地等の付近の見取図を協議書に添付することとされている。また、当該見取図には、墓地等の経営等の許可に係る審査基準（以下「審査基準」という。）により、墓地等の周囲110メートル以内の土地及び建物の所有者並びに住民の住所及び氏名を明示することが規定されている。

本件一覧は、同号及び審査基準の規定に基づき不服申立人が提出した文書であり、本件墓地の周囲110メートル以内の土地所有者の住所、氏名等が記載されている。

#### (3) 本件理由書について

申請者は、墓地条例第4条第3項第4号の規定により、墓地等を経営しようとする理由を記載した書類を協議書に添付することとされている。

本件理由書は、同号の規定に基づき不服申立人が提出した文書であり、

本件墓地の面積及び区画数のほか、本件墓地の必要性、設置後の管理方法等が記載されている。

(4) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

墓地条例第5条第1号の規定に基づく標識の設置は、墓地等経営計画の内容が確定したことを表すものである。また、同条第2号の規定に基づく近隣住民等に対する説明会の際には、配置図、公図写等の図面を用いることが不可欠であることから、墓地等の周囲110メートル以内の土地所有者の住所、氏名等は、不動産登記簿により何人も閲覧等が可能な情報となる。

したがって、本件一覧に記載されている個人の土地所有者に係る情報（以下「本件個人所有者情報」という。）は、特定の個人が識別される情報であり、条例第5条第1号本文に該当するが、本件計画に係る標識の設置後においては、公にすることが予定されている情報として同号ただし書イに該当すると判断したものである。なお、本件個人所有者情報は、本件計画に係る説明会（以下「本件説明会」という。）開催後においては、何人も閲覧等が可能な情報となることから、同号ただし書アに該当する。

(5) 条例第5条第2号該当性について

ア 前記（4）で述べたとおり、墓地等の周囲110メートル以内の土地所有者の住所、氏名等は、何人も知り得る情報である。

したがって、本件一覧に記載されている情報を公開することにより、土地所有者である法人及び不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第2号本文に該当しないと判断した。

イ 墓地条例は、墓地等経営計画の概要を記載した標識又は近隣住民等への説明会において、墓地等を経営しようとする理由を明示することを申請者に対して義務付けていない。しかし、墓地等を設置する理由、設置後の管理方法等については、近隣住民等への説明会において説明を求められた場合、申請者として説明すべき情報であると考えられる。また、墓地等経営計画周知のため標識を設置した後においては、申請者の計画内容は確定していることから、墓地等を設置する理由、設置後の管理方

法等は、近隣住民等への説明会において公にすることが予定されている情報である。

したがって、本件理由書に記載されている情報のうち、法人の内部管理に関する情報に該当すると思料される檀家数、墓地数等の状況を除き、申請者として説明すべき情報は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第2号本文に該当しないと判断した。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件不服申立てについて

不服申立人は、条例第12条第3項に規定する第三者であり、本件不服申立ての対象は、本件処分において公開するとされた情報のうち、本件一覧及び本件理由書に係る情報であると認められることから、当該情報について、以下、検討する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、墓地条例第4条の規定に基づき不服申立人が提出した、本件計画に係る協議書の添付書類である。

##### (3) 本件一覧について

本件一覧は、本件行政文書のうち、墓地条例第4条第3項第3号及び審査基準の規定に基づき提出された文書であり、本件墓地の周囲110メートル以内の土地の所在地、地目、地積、持分、所有者名及び所有者住所が記載されている。

##### (4) 本件理由書について

本件理由書は、本件行政文書のうち、墓地条例第4条第3項第4号の規定に基づき提出された文書であり、区画数及び区画面積などの申請規模の必要性、維持管理の方法等のほか、宗教法人の代表役員の氏名及び印影が記載されている。

##### (5) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観

点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件個人所有者情報及び本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別できることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件説明会において、不服申立人は、本件墓地の周囲110メートルの境界線が記入された位置図等の図面を使用し、本件計画の概要を近隣住民等に説明している。

したがって、本件個人所有者情報は、不動産登記法の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報であると認められることから、条例第5条第1号ただし書アに該当すると判断する。

また、本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の氏名についても、宗教法人法第65条において準用する商業登記法の規定に基づき、何人も閲覧等が可能な情報であり、同号ただし書アに該当すると判断する。

(6) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそ

れがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

イ 本件一覧に記載されている情報は、不動産登記法の規定に基づき何人も閲覧等が可能な情報であることから、公開することにより土地所有者である法人及び不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号に該当しないと判断する。

ウ 墓地条例第5条第2号が、近隣住民等への説明会を開催しなければならないことを規定している趣旨は、墓地の経営が公益性を有すると同時に、近隣住民等の迷惑となる可能性があることから、申請者に近隣住民等への説明責任を課したものであると解される。

同号の趣旨から考えると、本件理由書に記載されている申請規模の必要性、維持管理の方法等に係る情報は、不服申立人が本件説明会において説明を求められた場合、申請者として説明すべき情報であると認められる。

したがって、本件理由書に記載されている申請規模の必要性、維持管理の方法等に係る情報は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、条例第5条第2号に該当しないと判断する。

エ 本件理由書に記載されている宗教法人の代表役員の印影の公開と、印章偽造等の犯罪行為との関連は直接的なものではないことから、当該印影は、公開しても不服申立人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号に該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 10 月 31 日	○ 諮問書を受理
11 月 27 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
12 月 19 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
12 月 26 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 20 年 1 月 22 日 (第 69 回部会)	○ 審議
2 月 8 日 (第 70 回部会)	○ 審議



神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部 会 員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部 会 員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 20 年 3 月 24 日現在) (五十音順)